

離婚の慰謝料 一体いくら？(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、離婚の慰謝料というのは、一体いくらくらいなのか、というお話をさせていただきます。

離婚する際にどんなことを考えればいいのか、という全体像については、別の動画がありますので、そちらを是非ご覧ください。

<https://youtu.be/EkCpMvIyiM0>

離婚の慰謝料の請求というのは、夫婦のうち的一方が離婚の原因を作ったときに、もう一方のかたが、原因を作ったかたに請求できるもので、精神的な苦痛を受けたことをお金に換算して、損害を賠償しなさい、と請求するものです。

もしかすると芸能人の離婚報道で、多額の慰謝料、何億円なんて報道をご覧になった方もおられるかもしれませんが、もしそういう報道がありましたら、これは少なくとも日本においては間違いで、慰謝料はそんな大きな金額にはなりません。何千万とか何億というのは財産分与と違って、夫婦が結婚期間中につくった財産を分ける話です。

具体的な慰謝料の金額なのですが、例えば、一般的に、不倫が原因で離婚となった場合の慰謝料は、2～300万円とされています。

慰謝料は精神的苦痛の賠償ですので、人間である以上、同じ行為で受けた苦痛は同じという考え方になります。ですから、事情が同じでしたら、人によって、慰謝料の金額が変わるということは基本的にはないわけです。

ですので、同じような不倫のケースを前提にした場合、芸能人の慰謝料が1000万円、それ以外の一般の方が200万円ということではなく、芸能人の方でも、2～300万円ということになります。

もっとも、人によっては金額は変わらないのですが、事案の内容によっては慰謝料は変わります。

例えば、判決で、大きな金額の慰謝料が認められた例としては、仕事の都合で基本的に別々に住んでいた夫婦がおられて、そうしたら夫の方が別の女性と同棲を始めてしまいました。しかも、それが発覚した後、交渉期間中に、夫が妻に暴力・暴言を行ったという事案で、1000万円の慰謝料という判決になったものがあります(東京地方裁判所平成17年5月30日判決:判例秘書掲載)。

また、別の例としては、結婚している間に、夫が他の女性と同棲を始めてしまい、その後、夫の会社の都合があつて、夫が妻に、会社には同棲していることを隠してくれって言って、妻はそれに協力しました。しかし、夫は女性との同棲を続けました。

しかも、夫は、長期間、妻に生活費を払わなかった上に、妻と子のために健康保険証も渡さなかったもので、ものすごく生活に不自由がありました。

さらに、お子さんが病気を患っていて、妻が一人で看病しなければならなかったという状況でした。このような状況で、夫が、妻と離婚して同棲相手と結婚したという事案において、夫に対して慰謝料1100万円の支払が命じられました(東京地裁平成16年9月14日判決:判例秘書掲載)

結局、どういう事情だったのかというのは、相手方が争った場合には、証拠で証明することが必要になるのですが、この2つの例で、どんな証拠が考えられるかは、動画の方でお伝えしておりますので、是非ご覧ください。